

# PCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物の期限内処理に向けて

島根県環境生活部廃棄物対策課

PCB廃棄物は、定められた期限までに必ず処分しなければなりません。

特に、高濃度PCB廃棄物は、処分期間を過ぎると、事実上処分することができなくなります。

## 【PCB廃棄物の処分期間】

PCB 廃棄物の区分	処分期間	処分場所
高濃度の変圧器、 コンデンサー等	平成 30 年 3 月 31 日まで	中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO) 北九州事業所
高濃度の 安定器、汚染物等	平成 33 年 3 月 31 日まで	中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO) 北九州事業所
低濃度	平成 39 年 3 月 31 日まで	無害化処理認定施設 又は 都道府県市許可施設

※現在使用中のものであっても、この表の区分に従い処分することとなります。

## 【船舶で使用されている可能性のあるPCB含有機器等】

- 油入変圧器等
- 燃料油予熱用装置（※流動性の低い重油を用いる大型の内燃機関等に存在する）
- 照明器具の安定器

## 【製造年代別PCB含有機器等搭載の可能性】

製造年（進水日）			
1953年(S28)～ 1956年(S31)	1957年(S32)～ 1972年(S47)	1973年(S48)～ 1977年3月(S52.3)	1977年4月(S52.4)～ 1993年(H5)

※1 パンフレット4ページの判別方法を参考にしてください。

※2 パンフレット5ページの判別方法を参考にしてください。

## 【PCBとは】

PCBとは、本来自然界には存在しない人工の化学物質であり有害な物質です。日本では、昭和43年のカネミ油症事件(パンフレット2ページ参照)の発生を契機に、その毒性が社会問題化し、昭和47年以降は製造や新たな使用が禁止されています。

## 【最後に】

将来にわたって健康を保護し、生活環境を保全していくため、本資料を参考にいただき、今一度該当する施設・設備の徹底した確認をお願いします。

詳しくは・・・

島根県 PCB

検索